

## こども政策のあり方をめぐって

こども政策をめぐって政界が揺れている。どう考えるべきか。全世代型社会保障の構築を基本理念として謳った国民会議報告書(2013年)は、こども・子育て支援を最重点の政策課題とし、以下のように述べている。

「少子化の問題は、社会保障全体にかかわる問題であり、また子育て支援は、親子、家族のためだけでなく、社会保障の持続可能性(担い手の確保)や経済成長にも資するものである。これをすべての世代に夢や希望を与える日本社会の未来への投資であると認識し、取り組むべきである」

報告書は、子どもを次代の社会の担い手として、公共財に準ずる存在として位置づけている。その認識からすれば、所得階層、家族形態、働き方などの属性に関係なく、すべての子を対象として、その価値にふさわしい普遍的な支援が行われるべきだ。また、家族扶養から社会的扶養への転換として形成された社会保障の制度論としても、高齢者の年金、医療、介護について社会全体で支える社会化を行っている今日では、子育てについても高齢世代と同レベルにまで社会化しなければ、世代間の公平性、制度の持続可能性を確保できない。普遍主義の理念に基づく「子育ての社会化」である。しかし、政府の側からそれが表明されることはない。

2003年の少子化社会対策基本法の基本理念(第2条)は、「少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に(中略)講ぜられなければならない」としている。2012年の児童手当法改正では、この規定がそのまま目的規定(第1条)に挿入され、民主党政権下で導入された所得制限のないこども手当が廃止され、所得制限付きの児童手当が復活した。自民党の強い要求によるものである。懸念されることは、児童手当法の改正経過にみられるように、この規定を根拠として子育ての家庭責任が踏み絵のように語られ、普遍主義をベースにする支援の推進に制約がかかることである。

普遍主義に対比されるのが所得等の資力を基準にして支援を行う選別主義である。財源制約が強まるなかでは、普遍主義はバラマキとして批判され、選別主義への傾斜が避けられない。選別が上位所得層の排除または低所得層への重点化のいずれであれ、それにより負担増が緩和される多くの人の支持を得やすい。ちなみに、主要メディアが2月に実施した世論調査では、児童手当の所得制限撤廃に反対する声が多数であった。

しかしながら、選別主義には、国民が分断され、国民皆で支え合うという連帯意識が低下するという問題がある。それを回避するには、上位所得層を含めてすべての人が参加意識と受益感を共有できる普遍主義の枠組みを堅持したうえで、支援の必要性に応じて柔軟に対応するのが望ましい姿であろう。上位所得層を含め、誰もが支え手であると同時に支えられていると実感できる社会保障の実現である。そのためには、財政制約を受けやすい税の一般財源への過度な依存を避け、社会保険システムの活用やこども・子育て支援を含む社会保障4経費に用途が限定される消費税など、社会保障独自の安定財源を確保する方向を目指すべきだろう。

山崎 泰彦(やまさき・やすひこ) 神奈川県立保健福祉大学名誉教授

1945年生まれ。社会保障研究所、上智大学、神奈川県立保健福祉大学を経て、2011年より現職。社会保障制度改革国民会議委員、社会保障審議会委員、社会保障制度改革推進会議委員等を歴任。著書に『社会保障・税一体改革の十年』(社会保険出版社、2021年)など。

